

受渡・品質委員会の運営体制の整備に伴う  
エネルギー受渡細則等の一部改正等について

2021年6月16日  
株式会社東京商品取引所

当社は、当社の商品先物取引に係る受渡決済が株式会社日本証券クリアリング機構において行われることとなったことを踏まえ、本年7月1日から、当社の受渡・品質委員会の運営を同機構との共管により行うことといたします（同委員会の機能等に変更はございません）。

これに伴い、エネルギー受渡細則等の一部改正等を行い、本年7月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

以 上